

平成 30 年 7 月 広島県豪雨災害義援金の取り扱いについて

平成 30 年 8 月 7 日
健康福祉総務課

1 要 旨

平成 30 年 7 月 5 日からの豪雨災害により被害を受けた被災者への援護の一助として、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、NHK広島放送局及びNHK厚生文化事業団と共同して募った義援金の配分について、8 月 7 日 14 時から配分委員会を開催し、次のとおり決定した。

2 決定内容

- (1) 義援金を市町に配分する際の配分基準については、県災害対策本部被害報の基準となる災害報告取扱要領の被害認定項目とする。

| 区 分 | 基準点数 | 区 分 | 基準点数 |
|------------|----------|-------|---------|
| ①死者又は行方不明者 | 100 点/人 | ④住居半壊 | 50 点/世帯 |
| ②重傷者 | 50 点/人 | ⑤一部損壊 | 20 点/世帯 |
| ③住居全壊 | 100 点/世帯 | ⑥床上浸水 | 10 点/世帯 |

- (2) 被災者への支援を実効あるものとするため、緊急の第 1 次配分として、義援金の一部を市町に配分する。

- (3) 第 1 次配分額：509,250,000 円（1 人・世帯につき 50,000 円で積算）

また、配分委員会から市町へ配分した義援金は、被災市町において基準を定め、被災者へ配分する。

【市町別配分額一覧】

(単位：千円)

| | | | | | |
|-----|---------|-------|--------|-------|---------|
| 広島市 | 54,500 | 庄原市 | 6,950 | 熊野町 | 8,600 |
| 呉市 | 102,400 | 大竹市 | 350 | 坂町 | 50,450 |
| 竹原市 | 17,450 | 東広島市 | 10,050 | 安芸太田町 | 0 |
| 三原市 | 138,550 | 廿日市市 | 450 | 大崎上島町 | 1,800 |
| 尾道市 | 18,550 | 安芸高田市 | 1,300 | 北広島町 | 50 |
| 福山市 | 62,750 | 江田島市 | 9,150 | 世羅町 | 950 |
| 府中市 | 1,950 | 府中町 | 3,150 | 神石高原町 | 850 |
| 三次市 | 8,750 | 海田町 | 10,250 | 計 | 509,250 |

3 義援金の受付状況（平成 30 年 8 月 3 日現在）

3,287,820,610 円（15,683 件）